

電気通信事業法施行規則等の一部改正等に対する提出意見  
(接続に関する事項)

(意見募集期間:令和5年11月23日(木)~同年12月22日(金))

意見提出者一覧  
計13件

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	株式会社アイ・ピー・エス・プロ
2	株式会社コムスクエア
3	個人A
4	フリービット株式会社
5	株式会社NTTドコモ
6	東日本電信電話株式会社
7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
8	ソフトバンク株式会社
9	西日本電信電話株式会社
10	楽天モバイル株式会社
11	中部テレコミュニケーション株式会社
12	KDDI株式会社
13	個人B

電気通信事業法施行規則の一部改正

該当箇所	御意見
<p>第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第 23 条の 4 (略)</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～十の三 (略)</p> <p>十の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすものイ～ト(略)</p> <p>十一・十二 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザ料金の設定については、料金設定事業者の判断で設定すべきものと考えますが、ビル&amp;キープ方式の導入においては、通話サービスを利用するユーザ(発信側・着信側双方)の混乱が生じないような対応が必要であり、その対応については、指定事業者・非指定事業者を問わず実施すべきと考えます。</li> <li>・ この点、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に、「非指定事業者同士の接続協定においては、これに依らない形でビル&amp;キープ方式を位置付けることも可能であるが、事業者間協議の簡素化等の観点から、この位置付けを参考とすることが望ましい」と規定いただいている点について、当社としても賛同します。</li> </ul> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>
<p>第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第 23 条の 4 (略)</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～十の三 (略)</p> <p>十の四(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビル&amp;キープ方式の採用に当たっては、以下の点に留意する必要があると考えます。</li> <li>➢ ビル&amp;キープ方式を二社間の合意に基づき選択可能とする間は、指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず、いずれの事業者も相手方事業者からビル&amp;キープ方式の採用を強制されるものではないこと</li> <li>➢ 指定設備設置事業者に対して制度的措置として求められている「ビル&amp;キープ方式に合意する条件」については、特定の電気通信事業者に対して不</li> </ul>

イ 合意の対象とする接続の形態(当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信業務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。)を具体的に定めるものであること。

ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができる認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができる認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合

当に差別的な取扱いとならない範囲で、柔軟な運用を可能なものとするべきであること

・ 当社としては、ビル&キープ方式を採用することの合意の基準について、上記の考え方の下、本改正案に則って、引き続き関係事業者間で協議しつつ、具体的な合意の基準について検討していきます。

(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)

<p>意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。</p> <p>十一・十二（略）</p>	
<p>（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）</p> <p>第23条の4（略）</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～十の三（略）</p> <p><u>十の四 音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。）を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの</u></p> <p><u>イ 合意の対象とする接続の形態（当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経路の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。）を具体的に定めるものであること。</u></p> <p><u>ロ 第一種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第一種指定電気通信設備から発信する</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社としては全事業者間の接続形態が2社間の直接接続となり、相互に着信接続料を負担し合う対称な関係性となるIP網への移行後においては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 事業者間の毎月の接続料精算、毎年の交渉/遡及精算に要する稼働や専門人材の維持確保及び精算システム等のコストの削減</li> <li>✓ サービスの原価がすべて自社でコントロール可能（自網コストのみ）となることによる、利用者料金設定の柔軟性向上</li> </ul> </li> <li>等の効果を最大化するためにも、全事業者一律にビル＆キープ方式を採用することが最適と考えます。</li> <li>・ その上で、今回の改正案は、全事業者一律導入に向けたステップとして、指定設備設置事業者におけるビル＆キープ方式の採用を可能とするための制度整備及び合意基準の明確化が図られる点について、意義のある改正と受け止め、これに賛同いたします。</li> <li>・ 一方で、ビル＆キープ方式を採用する場合の利用者料金設定について「<u>当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式（着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。）</u>」と位置付ける点については、事業者間の接続料精算方法であるビル＆キープ方式の導入によりユーザ約款および事業者間の相互接続協定の利用者料金設定に関連する既存の規定内容等に影響を及ぼすことが無いよう、事業者間での確認・対応が必要になると考えます。</li> </ul>

通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。

ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。

ニ 第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。

ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると認められるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると認められないときは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。

ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。

ト 合意の対象とする接続において第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

十一・十二（略）

（例） 第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の接続約款）

（責任の制限）

第 84 条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。

2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者は、**利用者料金が役務区間合算料金である場合**において、相手方の責めに帰すべき事由（他の協定事業者の宅内スプリッタ、局内スプリッタ又は配線設備の原因により接続が行われなかった場合を除きます。）により自己の契約約款等で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、その費用の負担について協議するものとします。

3 当社又は協定事業者は、**利用者料金が役務区間単位料金である場合**において、相手方がその契約者の責めによらない事由により接続を行わなかったときは、それぞれの契約約款等で定めるところによりその契約者に対し自己の電気通信サービスに係る料金の支払いを要しないこととします。この場合において、当社又は協定事業者は、その支払いを要しないこととした料金額について、相手方に対し求償しないものとします。

→ビル&キープ方式導入のために「役務区間合算料金」から「役務区間単位料金」（いわゆるぶつ切り）に変更する接続形態の呼について、従前どおり第2項の対象とするのか、あるいは第3項の対象へと変更するのか、事業者間での確認・対応が必要となる

（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）

<p>(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)</p> <p>第 23 条の9の5 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二(略)</p> <p><u>十二の二 音声伝送役務に係る第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)</u>を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ～ト(略)</p> <p>十三・十四(略)</p>	
<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 二項 十の四</p> <p>音声伝送役務に係る第一種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの</p>	<p>ビル&amp;キープ方式をぶつ切りでの料金設定(相互に接続する各事業者がそれぞれ自網にかかる部分の利用者料金を設定)を前提として整理する場合、省令案のように着信側事業者の請求する料金を着信側ユーザに請求する基本料金に含むというようなユーザ料金の設定方法の制限が必要になると認識しています。加えて、着信側事業者の請求する料金を着信側ユーザに請求する基本料金に含むこととした場合、着信数が少ないユーザにも着信数が多いユーザ分のコストも含めて等しく負担いただくことになる認識です。本来このようなユーザ料金の設定方法(従量料金とするか、基本料金とするか等)は事業者が決めるべきものであり、省令で規定すべきものではないと考えています。</p>

<p>(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)</p> <p>第二十三条の九の五 十二の二</p> <p>音声伝送役務に係る第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であって、次の要件を満たすもの</p>	<p>ユーザ料金の設定方法を省令で制限する必要のないエンドエンドでの料金設定(特定の事業者が、複数の電気通信役務を通算した利用者料金を設定)を前提としたビル&amp;キープ方式が実現できるよう、必要であれば電気通信事業法の改正も含めた法的対応をすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>第23条の4 第2項 十の四</p> <p>第23条の9の5 十二の二</p> <p>該当箇所:着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。</p>	<p>ビル&amp;キープを導入する際の着信側の料金の取扱いについては、総務省の関連するホームページで確認するも経緯が確認できなかったため、どのような議論を経て今回のような整理になったのか、開示される必要があるのではないかと。</p> <p>また、ビル&amp;キープが導入されることで、通話料の値下げにつながるかもしれないが、基本料が0円やインターネットサービスのオプションとして安い基本料で利用できる電話サービスの基本料が値上げされることはないのか。(私の使っている規模が小さい会社のサービスの基本料が値上がりになるかが不安…)</p> <p>(個人B)</p>
<p>第23条の4 第2項 十の四 二</p> <p>第23条の9の5 十二の二 二</p>	<p>指定設備設置事業者が自社の接続約款に記載する任意事項(具体的なトラヒック・接続の数量条件)については指定設備設置事業者の裁量に委ねられていることから、設備設置事業者にとって優位な条件を恣意的に設定し、立場の弱い会社に対してビル&amp;キープ導入を強いることが想定されるのではないかと。</p>

	<p>そのため、指定設備設置事業者が自社の接続約款に具体的なトラヒック・接続の数量条件等を設定する際は、必ず総務省の接続料の算定等に関する研究会等においてそれらの妥当性を検証(同等の確認等)を経て、事業者の恣意的な設定を排除する必要があるのではないか。</p> <p>(個人B)</p>
<p>電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令</p> <p>3～4頁</p> <p>十二の二 音声伝送役務に係る第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続において、当該各電気通信設備を設置する電気通信事業者がそれぞれ提供する電気通信役務に関する料金を当該電気通信事業者が設定し、その利用者に対して請求する方式(着信側の電気通信事業者の請求する当該料金が基本料金に含まれるものに限る。)を採用することの合意の基準であつて、次の要件を満たすもの</p> <p>イ 合意の対象とする接続の形態(当該接続に係る通信の発信、着信及びその他の経由の分担並びに電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別を含む。)を具体的に定めるものであること。</p> <p>ロ 第二種指定電気通信設備に着信する通信に係る接続の形態とその対応する第二種指定電気通信設備から発信する通信に係る接続の形態の双方について合わせて合意するものであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関して、接続当事者間の合意に基づき、「ビル&amp;キープ方式」を選択可能とする場合(以下「選択的ビル&amp;キープ方式」)において、発信側事業者が通話料に関する料金設定権をエンドエンドで設定する方式(所謂「エンドエンド料金設定」)を維持することが制度として本来あるべき姿であると考えます。一方で、本制度整備による新たな料金設定等により、指定設備設置事業者においてもビル&amp;キープ方式の導入が可能となることについては、同方式の推進に資するものとして賛同いたします。</li> <li>・ ただし、本制度整備が着信側の電気通信事業者に対して実質的な料金規制として機能し、利用者に対する料金設定の自由度が損なわれることで結果として利用者利便が低下することのないよう、総務省において制度の運用状況を注視することが必要と考えます。</li> <li>・ さらに、指定設備設置事業者が着信側の電気通信役務に関する料金を基本料金に含めることを接続約款に規定し、接続当事者間で双務的に接続協定を締結すること自体は、制度の運用にあたり必要な措置であり、指定設備設置事業者から接続事業者に対する強要であるかのように受け止められることのないよう留意いただきたいと思います。</li> <li>・ また、トラヒック・ポンピングは、喫緊の解決が必要な政策課題であり、協議及び意見申出で解決しない場合は、接続料の適正性について裁定申請を行うことが</li> </ul>

- ハ 合意を適用する期間について条件を定めるときは、当該条件を具体的に定めるものであること。
- ニ 第二種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との接続に係る通信量その他の数量を合意の条件とするときは、その数量の範囲を具体的に定めるものであること。
- ホ 他事業者から合意に関する申入れがあつた場合において、当該基準に照らして合意をすることができると思われるときは、合意を拒まない旨及び当該基準に照らして合意をすることができると思われるときは、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が合意に関する申入れを行うことはない旨を定めるものであること。
- ヘ 合意に係る電気通信設備の機能の変更又は追加に要する費用を対象とするものでないこと。
- ト 合意の対象とする接続において第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の支払額が当該他事業者の接続料の支払額を超過していることを条件とすること、合意をしようとする他事業者の提供する電気通信役務の利用者数を条件とすることその他の不当な差別的取扱いをするものではないこと。

考えられますが、本制度整備を踏まえ、速やかに「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成 30 年 1 月公表)を改正し、適正原価・適正利潤や近似的に他の費用等を用いる算定が困難な場合に、ビル&キープ方式を採用できるようにすべきと考えます。

- ・ 将来的には、ビル&キープ方式の原則化を行い、事業者間における公正競争を促進するとともにビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図るべきと考えます。

当社は、ビル&キープ方式の原則化により、低廉で使いやすい料金の実現を目指します。

- ・ なお、本制度整備案では、音声伝送役務に係るビル&キープ方式のみを対象としておりますが、ショートメッセージサービスは、発信側事業者が発信及び着信の電気通信役務において、利用者に対する料金を設定し、着信側事業者に対して接続料を支払うという音声伝送役務と同様の構造であるため、ビル&キープ方式の対象に含めていただきたいと考えます。

(株式会社NTTドコモ)



	<p>本件は指定電気通信設備を設置する電気通信事業者についてのビル&amp;キープ方式の選択制と理解しておりますので弊社として賛同いたします。</p> <p>新規参入事業者の参入障壁を下げるという意味でも、従前より弊社が要望しているとおり、原則ビル&amp;キープ方式とすることが業界全体として適切であると考えております。同時にビル&amp;キープ方式に含まれる呼種についても原則全呼種を対象とすることが適切であると考えております。今回の事業法一部改正についてはその実現に向けたステップであると承知しておりますが、その先の原則ビル&amp;キープ方式の導入、対象を原則全呼種とすることについても議論を加速していただければ幸いです。</p> <p>また、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者同士のビル&amp;キープ方式の導入については、その結果出てくるエンドユーザ向け料金が業界の実質的なスタンダードとなる可能性が高いと思われまますので、御省の方でよく注視していただくことを希望します。</p> <p>(フリービット株式会社)</p>
<p>総論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社としては、対称・対等な接続関係となるIP網移行後においては、着信接続料の高止まり抑止及び規制対応コスト・運用コストの最小化を図る観点から、全事業者一律・公平にビル&amp;キープ方式を採用することが最適と考えており、当該方式の原則化に向けて引き続き検討を進めるべきと考えます。</li> <li>・ 今回の改正案について、全事業者で一律・公平にビル&amp;キープ方式を採用するためのステップとして、まずはビル&amp;キープ方式の部分的な導入を促すために、指定設備設置事業者においてもビル&amp;キープ方式の導入が可能となる点において、一定の意義があると考えます。</li> <li>・ なお、当社としては、固定電話市場全体が、顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行している中、音声接続に係る規制については必要最小限であるべきと考えて</li> </ul>

	<p>おり、事業者全体の対応コスト・運用コストを最小化する観点から、他の既存の規制の見直し・簡素化を含め、改めて検討することが望ましいと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社)</p>
総論	<p>今般の「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」においては、ビル&amp;キープ方式の部分的な導入を図るための制度を整備することが適当とする「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書を受け、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に合意の強要を生じさせないための措置を求めることとするとともに、実際に合意すべき事項が具体的に示されており、他の電気通信事業者にも配慮がなされた合理的な整理が施されていると考えます。</p> <p>なお、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」において、ビル&amp;キープ方式を採用するときの合意の基準を接続約款に定められなければならない旨及び満たすべき要件について規定されていますが、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者間で基準の解釈に差異が生じる余地が生じることを防ぐため、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」等において、当該要件についてより具体的な記述が行われるよう検討願います。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>
その他	<p>今般の電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の規定は、指定電気通信設備設置事業者(以下、「指定設備設置事業者」といいます。)がその交渉の優位性を背景としたビル&amp;キープ方式の導入の強要が生じないための措置を講じていただいているものと理解をしております。</p> <p>しかしながら、これらの規定は主に指定設備設置事業者のビル&amp;キープ方式の合意基準やその基準の公平性に関する事項を定められたものであり、</p>

	<p>例えば、指定設備設置事業者から非指定事業者に対して合意基準に基づきビル&amp;キープの申入れがあり、非指定事業者が同意しなかった場合、現行の事業者間精算方式における非指定事業者の接続料の減額申入れ等を行う等によって、ビル&amp;キープ方式へ誘導されることも想定されます。</p> <p>そのため、今後総務省様におかれまして、指定設備設置事業者と非指定事業者との協議・合意状況を注視いただくことを要望致します。</p> <p>万が一、指定設備設置事業者がその交渉の優位性を背景としたビル&amp;キープ方式の導入の強要が生じたり、生じる虞があったりする事案が散見された場合には、必要に応じて「協議円滑化ガイドライン」の改定等の追加の措置についてご検討いただくことを要望致します。</p> <p>(中部テレコミュニケーション株式会社)</p>
全般	<p>指定電気通信設備制度については、これまでも公正競争上の課題を踏まえて検討がなされ、累次のルール整備が図られてきたところ、音声トラヒックは直近 10 年で 25% 減少し、今後も市場は縮小傾向にあります。また、固定電話網の IP 網への移行や、トラヒック・ポンピングの出現等、様々な音声接続を取り巻く環境変化を踏まえれば、既存制度を見直し、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を図るため、本来は全事業者へのビル&amp;キープ方式導入が望ましいと考えます。</p> <p>今般の省令改正では、まずは部分的な導入を図る方策として指定設備設置事業者がビル&amp;キープ方式を選択可能とする制度整備を進めるものであり、賛同致します。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>

以上